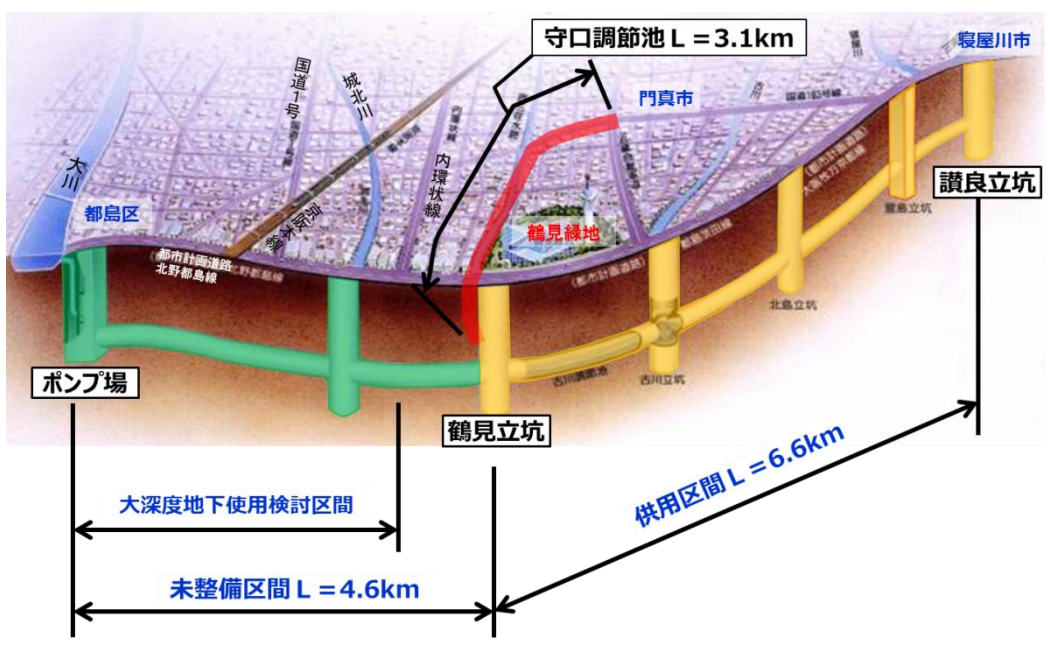


大深度地下使用法を適用した寝屋川北部地下河川の整備について

■ 寝屋川北部地下河川

寝屋川流域では総合治水対策の一環として、寝屋川北部地下河川（都市計画河川寝屋川北部地下放水路）を計画しています。鶴見立坑（守口市）～讚良立坑（寝屋川市）は平成27年度末に完成し、貯留施設として暫定供用を行っております。

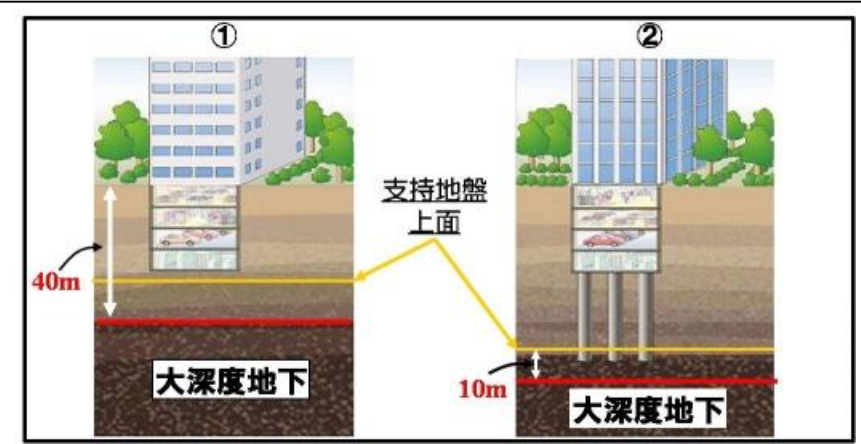
大川（都島区）～鶴見立坑は、従前の計画では都市計画道路北野今市線・都島茨田線の道路整備にあわせ、その地下に整備することとしましたが、道路事業における用地買収の進捗状況は、地下河川を整備できるまでには至っておりません。このような状況を踏まえ、大阪府では、寝屋川北部地下河川の早期完成を目指すため、当該区間で「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」（大深度地下使用法）に基づき、大深度地下の使用認可を取得し、事業を進めてまいります。



■ 大深度地下の定義

大深度地下使用法における大深度地下の定義は、次の①または②のうちいずれか深い方の深さの地下です。

- ①地下室の建設のための利用が通常行われない深さ（地下40m以深）
- ②建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ（支持地盤上面から10m以深）



■ 大深度地下使用における土地所有者への影響

大深度地下は通常利用されない空間であるので、公共の利益となる事業のために使用権を設定しても、通常は、補償すべき損失は発生しないため、用地買収や地上権設定などの補償は行いません。

但し、井戸のように地下河川の整備に支障となる物件については、使用権設定後、所有者からの請求に基づき補償を行います。

■ 大深度地下使用法とは

土地利用の高度化・複雑化が進んでいる大都市地域においては、事業を地上や浅い地下（浅深度地下）において効率的・効果的に行うことが難しい傾向にあることから、土地所有者等による通常の利用が行われない大深度地下の利用が進められつつあります。一方、大深度地下の利用に当たっては、早い者勝ち、虫食いの乱開発を避け、適正かつ合理的な利用を図ることが強く求められ、また、安全の確保や環境の保全等に関しても十分に配慮する必要があります。

このような状況を踏まえ、公共の利益となる事業による大深度地下の使用について、国民の権利保護に留意しつつ、円滑に使用するための要件、手続等について特別の措置を講ずる「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」（平成12年法律第87号）が成立しました。

■ スケジュール

